

## 一般社団法人日本神経学会理事選挙に関する要項

2011年5月17日制定

2023年9月3日最終改正

### (目的)

第1条 この要項は、一般社団法人日本神経学会役員選出細則（以下「細則」という。）第28条の規定に基づき、日本神経学会理事選挙管理委員会（以下「理事選挙管理委員会」という。）がその運営および細則第2条で規定する理事を選出するための選挙実施に必要な事項を定める。

### (理事選挙管理委員会)

第2条 理事選挙管理委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

3 委員長は、テレビ会議、電話会議システム、電子メールなどインターネットを活用したシステムを利用して会議を開催することができる。

### (公示の方法)

第3条 細則第4条の規定に基づき行う理事選挙に関する公示は、ホームページの会員専用ページに掲載するものとする。

2 機関誌「臨床神経学」への掲載は、ホームページに公示後、直近に出版される号に掲載するものとする。

### (立候補の届出)

第4条 細則第9条第1項で規定する立候補届出用紙（以下「立候補届出書」という。）および第9条第2項の規定による推薦の書式（以下「推薦書」という。）は、書式1および書式2のとおりとする。

2 立候補する者が提出する立候補届出書は、細則第9条第1項の規定により理事選挙管理委員会が郵便で提出する日として指定した期日（以下「立候補締切日」という。）までに、日本神経学会事務局（以下「学会事務局」という。）に必ず書留、簡易書留またはレターパックで提出しなければならない。ただし、立候補締切日を過ぎて到達した場合、消印が立候補締切日以前の日であれば、受理するものとする。

3 理事選挙管理委員会は、立候補届出書を受理したときは、立候補した者に郵便で受理した旨の通知をするものとする。

### (立候補者の所属支部および勤務先の変更)

第5条 立候補届出書を提出した者が立候補届出書を提出した後、所属支部または勤務先を移動したときは、投票開始日の4日前までに学会事務局に到達するように届け出なければならない。

2 前項の規定に違反し変更の届が提出されなかった場合で、選挙管理委員会は立候補を無効と判断したときには、細則第14条に規定する選挙結果の公示までに、当該立候補届出者に理由を付して文書で通知するものとする。

(立候補届出書の審査)

第6条 次に掲げる立候補届出書は、無効とする。

(1) 細則第9条第1項の規定により、立候補する者が提出する立候補届出書に所定の事項が記載されていないもの。

(2) 代議員以外の会員から提出されたもの。

(3) 細則第9条第1項の規定により、立候補する者が提出する立候補届出書に第9条第2項に定める代議員3人の推薦書が添付されていないもの。

(4) 代議員が2人以上立候補者を推薦した場合の当該代議員が推薦した全ての立候補届出書

(5) その他、細則または本要項の規定に違反する記載のあるもの。

2 理事選挙管理委員会は、前条の規定により、立候補届出書を無効と判断したときは、当該立候補届出者に理由を付して文書で通知するものとする。

(立候補の取下げ)

第7条 細則第9条の規定に基づき提出した立候補届を取り下げようとするときは、書式3により立候補締切日までに届け出なければならない。

(候補者名簿の記載事項および記載順)

第8条 細則第10条で定める候補者名簿には、候補者の氏名、性別、所属支部、年齢、勤務先名(所属機関・職名)、抱負及び推薦者の氏名、勤務先名、推薦理由を記載する。

ただし、勤務先がない場合は、住所(都道府県名および市町村名)を記載するものとする。

2 候補者名簿の掲載順は、第4条第2項の規定に基づき提出された立候補届出書を候補者が郵送した封筒に印字された消印の日付の早い順とする。

ただし、同じ日付が印字された立候補届出書が複数あった場合、当該立候補届出書の取扱郵便局が記録した引受時間の順とする。

3 前項に規定する立候補届出書の引受時間が同日、同時間のものが複数あった場合は、理事選挙管理委員会が抽選により掲載順を決定する。

4 第3項の規定による抽選の時期および方法は、選挙管理委員会が決定する。

5 第4条第2項の規定に基づき提出された立候補届出書または推薦書に記載不備があり修正を求められた場合、修正した立候補届出書を郵送した封筒に印字された消印の日付をもって掲載順を決定する。

6 候補者名簿は、学会ホームページの会員専用ページに掲載するものとし、掲載したときはその旨を選挙権者に電子メールで通知するものとする。

(電子投票システム)

第9条 細則第11条で定める電子投票システムは、投票者の投票内容を公開しないものとし、以下の要件を備えるものとする。

(1) 学会から、選挙権者ごとに割り振られたID・パスワードによりシステムにアクセスして、投票を行うことができるものとする。

(2) 投票は、候補者一覧から投票したい者にチェックする方法で行うことができること。さらに、チェックした候補者氏名が投票画面で確認できること。

(3) 投票するため投票画面に掲載する候補者一覧は、次の項目を、本要項第8条第2項、第3項および第5項で定める順で記載すること。なお、勤務先および職名が記載できない場合は、代替措置として、氏名から公示した候補者一覧の詳細を閲覧できるようリンクさせるものとする。

① 氏名

② 勤務先及び職名

(4) 選出定数を越えた投票ができないようにすること。

(5) 同一の候補者に2票以上投票できないようにすること。

(6) 開票結果は、エクセルにより、①全支部を通じての得票順、②支部別での得票順の2種類のデータを作成できるものであること。

(ID・パスワード)

第10条 理事選挙管理委員会は、代議員に対して、前条第1号の規定により、投票を行うために用いるID・パスワードを、投票期間開始までに郵送により通知するものとする。

2 代議員が前項のID・パスワードの再交付を求めたときの送付方法は、郵送に限るものとする。

(投票期間および投票時間)

第11条 投票できる期間は2週間とし、選挙の公示に記載するものとする。

2 投票できる時間は、投票期間の初日の8時30分から投票期間最終日の18時00分までとする。

(電子投票システムの管理)

第12条 電子投票システムの管理は、学会事務局設置のパソコンにより、理事選挙管理委員会が事務局の協力を得て行うものとする。

2 電子投票システムを管理するため付与されるID・パスワードは、委員長が自ら管理するものとする。

3 理事選挙管理委員会委員(委員長含む)および学会事務局職員は、投票期間中、電子投票システムの稼働状況を確認する場合を除き、閲覧してはならない。

(開票)

第13条 開票は、学会事務局で行う。

2 開票は、電子投票システムを管理するパソコンを委員長自らID・パスワードを入力し、作動させて行う。

3 前条の規定による電子投票システムを管理するパソコンを、やむを得ない事情により委員長が作動させることができないときは、委員長があらかじめ指名した委員が作動させるものとする。

(当選者の決定)

第13条の2 細則第13条第3項で規定する大学(医学部を設置する大学を含む全ての大学および大学が設置する附属病院、附置研究所などの附属組織を含む)以外の組織に所属する候補者の当選は、

兼務する勤務先がある場合、主たる勤務先により確定する。

(選挙結果に関する公示事項)

第14条 選挙結果を公示する場合は、全ての候補者について次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 支部名
- (4) 勤務先(所属機関・職名)
- (5) 得票数

(当選者への通知)

第15条 理事選挙管理委員会は、選挙結果を公示した後、速やかに当選した者に、その旨文書で通知するものとする。

(異議申し立ての送付先)

第16条 細則第15条の規定により異議申し立てを行う場合、申立人は氏名、会員番号、異議申し立ての内容およびその理由を記載した文書を作成し、選挙結果の公示日より14日以内に学会事務局に到達するように郵送しなければならない。

2 候補者が第5条第1項の規定に違反し、所属支部または勤務先変更の届を提出しなかったことによる異議申し立ては、前項の規定を適用する。

(社員総会への報告)

第17条 理事選挙管理委員会は、細則第16条に基づく社員総会への報告は、選挙結果および細則第13条の規定により決定した当選者を報告するものとする。なお、報告事項は、第14条の規定を準用する。

2 理事選挙管理委員会は、前項の規定に基づく当選者を社員総会に報告するときは、次点者以降すべての候補者について、前項の規定に準じて報告するものとする。

(欠員の補充)

第18条 理事選挙管理委員会は、理事の任期1年目において、初回の社員総会までに欠員が生じたときは、細則第20条第2項の規定に基づき、欠員の補充候補者を確定して、初回の社員総会に報告しなければならない。

(要項の改正)

第19条 この要項の改正は、理事選挙管理委員会の承認を要する。

附則

1. この要項は、2011年12月12日から施行する。

2. 第18条1項の規定は、この細則に基づき理事として選出された時点から起算する。

附則

この要項は、2013年11月11日から施行する。

附則

この要項は、2014年3月23日から施行する。

附則

この要項は、2015年11月5日から施行する。

附則

この要項は、2016年3月21日から施行する。

附則

この要項は、2017年10月16日から施行する。

附則

この要項は、2019年10月14日から施行する。

附則

この要項は、2021年9月12日から施行する。

附則

この要項は、2023年9月4日から施行する。